

事業計画（仙台市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	3 地区海岸
被災した地区海岸数	3 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	2 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	3 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表[※]。

七ヶ浜海岸②：T.P. 6.8m（対象津波：明治三陸地震）

仙台湾南部海岸①：T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定^{※1}済み。

これに基づく本復旧工事については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら、平成25年度内に全ての区間での着工^{※2}を目指す。また、本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

なお、深沼海岸における下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約1km）については、平成24年度末までに本復旧工事が完了した。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

④ 平成25年度における成果

・新たに、1地区海岸において本復旧工事に着工[※]した。（累計2地区海岸）

※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成26年度の成果目標

・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑥ その他

- ・ 地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定							H25年度の 実施内容等	H26年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了	左記の 実施状況			
仙台市	深沼漁港	830	防潮堤	6.20	7.20	完了	H23.12	H25.3	策定済み	H25.10	着工済み	H27.3	完了予定	本工事	本工事	
仙台市	深沼	7,752	堤防、離岸堤	5.20~6.20	7.20	完了	H23.9	H23.11	策定済み	H24.2	着工済み	H28.3 (H25.3)	完了予定	本工事	本工事	
仙台市	仙台塩釜港満生(中野)	1,500	護岸	5.26	6.80	—	H23.11	H26.3	策定中	H26.9	着工予定	H28.3	完了予定	詳細設計	本工事	

2. 河川対策

【国管理河川（名取川）】

- ① 名取川^{※1}では、仙台市で29箇所（名取川では35箇所）の堤防の亀裂、沈下や護岸の崩壊等の被災があり、平成24年出水期（6月頃～）までに、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を全て完了。
- ② 今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成27年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を藤塚地区等で実施。
- ③ 地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー（3箇所）を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成23年出水期間中においては、避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ④ 平成25年度における成果
津波対策等として必要な高さの堤防整備に逐次着手。
- ⑤ 平成26年度の成果目標
藤塚地区では、津波対策等として必要な高さまでの堤防整備を実施し、平成26年度中に完了予定。

【県・市町村管理区間】

- ① 1級水系名取川水系、2級水系七北田川水系^{※1}の県・市管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、32箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い4箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った12箇所着手。うち、2箇所完了。平成24年度は新たに11箇所着手し、平成25年度には新たに3箇所着手。

② 平成26年度に、新たに5箇所で大復旧に着手予定（累計全31箇所）。

また、平成26年度内に3箇所（累計25箇所）で大復旧完了予定。

大復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね7年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

また、今後津波の遡上が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。

③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成23年4月21日より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の大復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施中。

④ 平成25年度における成果・3箇所で大復旧に着手（累計26箇所）

・17箇所で大復旧を完了（累計22箇所）

⑤ 平成26年度の成果目標

・新たに、5箇所で大復旧に着手予定（累計全31箇所）

・大復旧の完了予定は、以下の通り

平成26年度末まで：3箇所（累計25箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 仙台市

図面：宮城県提供

河川名	河川番号	河川延長(km)	流域面積(km ²)	平均流量(m ³ /s)	平均流速(m/s)	平均水深(m)	平均河床高(m)	平均河床傾斜(%)	平均河床組成	平均河床粗度	平均河床安定係数	平均河床安定係数(修正)
名取川	1	100.0	1,000.0	100.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
七北田川	2	100.0	1,000.0	100.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
...



仙台市
【国管理河川】
 名取川 29箇所
【県・市管理河川】
 2水系 12河川 35箇所
 (一)名取川水系 2河川 4箇所
 (二)七北田川水系 10河川 31箇所

河川一覽表

河川番号	河川名	河川延長(km)	流域面積(km ²)	一級河川		二級河川		準用河川		河川保存区域
				延長(km)	流域面積(km ²)	延長(km)	流域面積(km ²)	延長(km)	流域面積(km ²)	
1	名取川	100.0	1,000.0	100.0	1,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,000.0
2	七北田川	100.0	1,000.0	100.0	1,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,000.0
...

河川海岸総括表

河川番号	河川名	河川延長(km)	流域面積(km ²)	河川		海岸	
				延長(km)	流域面積(km ²)	延長(km)	面積(km ²)
1	名取川	100.0	1,000.0	100.0	1,000.0	100.0	1,000.0
2	七北田川	100.0	1,000.0	100.0	1,000.0	100.0	1,000.0
...



3. 下水道

① 箇所名：南蒲生浄化センター（※位置図を参照）

② 平成25年度における成果

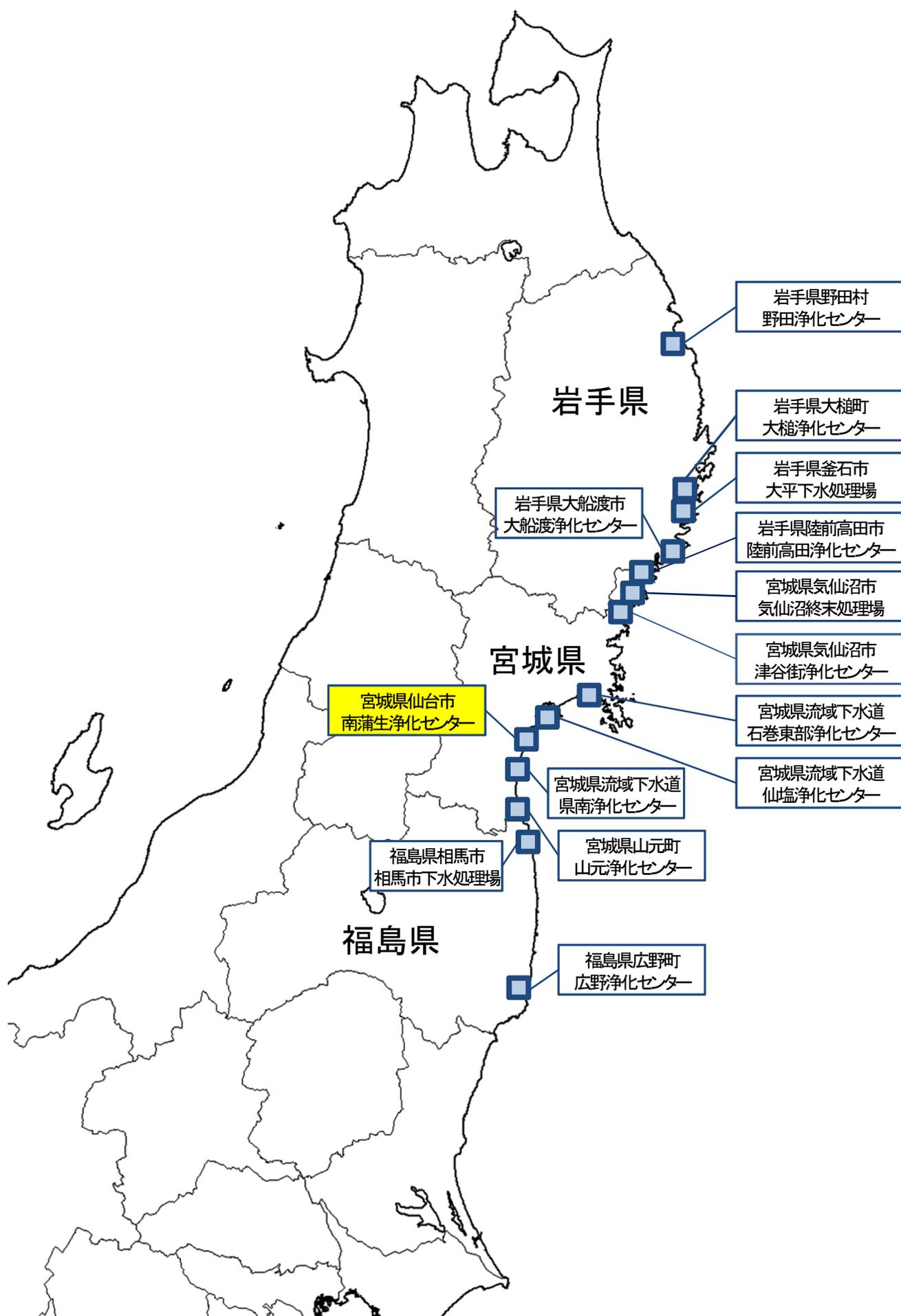
水処理施設の土木・建築工事を推進。また、機械・電気設備の各種機器製作に着手。

③ 平成26年度の成果目標

平成23年度より実施している生物処理（接触酸化法）を継続するとともに、平成27年度末の本復旧工事完了に向け、引き続き水処理施設の土木・建築工事を推進。

※流域下水道については、宮城県流域下水道（仙塩浄化センター、県南浄化センター）に記載。

(参考)下水処理場 位置図



4. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 2,120ha の農地及び排水機場、排水路等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○応急復旧状況

高砂南部排水機場、大堀排水機場、藤塚排水機場の3排水機場の常用排水ポンプについては、応急復旧済み。二郷堀排水機場の常用排水ポンプ及びこれら4機場の洪水用ポンプについては、平成24年度内に応急復旧を実施済み。基幹的排水路については、平成23年度内に応急復旧を実施済み。

○本格的復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね5年以内の完了を目指す。

○国の直轄災害復旧

大堀排水機場及び高砂南部排水機場は、平成24年度内に工事に着手し、平成26年度内に復旧完了予定。

二郷堀排水機場は、平成25年度内に工事に着手し、平成26年度内に復旧完了予定。

藤塚排水機場は、平成26年度内に工事に着手予定、同年度内に復旧完了予定。平成25年度内に、二郷堀排水路等について復旧完了。

③ 農地の復旧

概ね3年以内の復旧を目指す。

○平成23年度当初から既に営農が可能な農地 約61ha（六郷・七郷地区）

○平成24年度から営農が可能な農地約754ha

（仙台東部道路周辺荒井地区等）

○平成25年度から営農が可能な農地 約900ha

○平成26年度から営農が可能な農地 約262ha

○平成27年度の営農再開を目指す農地 約67ha

○平成28年度以降の営農再開を目指す農地 約35ha

（現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。）

④ 区画整理等検討状況

仙台東地区において、平成25年度内に直轄災害復旧関連区画整理事業による

大区画化等の区画整理の工事に着手。

5. 海岸防災林の再生

① 箇所名： 仙台市

② 被災状況

林帯地盤 157.1ha が地震により地盤沈下するとともに、津波により大きく侵食された。また、森林 157.1ha が流失した。

③ 事業計画の内容

被災した林帯地盤（157.1ha）については、国が民有林直轄治山施設災害復旧事業により復旧する。

被災した森林（157.1ha）については、国が民有林直轄治山事業により整備する。

④ これまでの実施状況と今後の予定

林帯地盤の復旧工事については、他事業との調整を図りつつ、平成 24 年度に着手し、平成 27 年度の完了を目指す。

苗木の植栽は、林帯地盤の復旧が完了した箇所から着手することとし、平成 32 年度までの完了を目指す。

⑤ 平成 25 年度における成果

治山施設災害復旧事業： 林帯地盤約 17ha の盛土を実施。

⑥ 平成 26 年度の成果目標

治山施設災害復旧事業： 林帯地盤約 58ha の盛土を実施。

（保全対象： 国道 10 号線、農地、人家（荒浜地区他））

① 箇所名： 仙台地区（国有林）

② 被災状況

津波により森林 186ha が被災した。

③ 事業計画の内容

林帯地盤の復旧等については治山施設災害復旧事業により実施。森林の復旧については、防災林造成事業により実施。

④ これまでの実施状況と今後の予定

被災した林帯については、一部がれき置場として地方自治体に貸し付けしていたが、平成 25 年度末で災害廃棄物処理が完了したことに伴いがれき置き場が解消。今後、市復興計画及び他事業との調整を図りつつ着手可能な箇所から順次実施する。

盛土等、海岸防災林の林帯地盤の復旧工事は平成 27 年度までに完了させ、苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を平成 32 年度に完了することを目指す。

(保全対象：国道 10 号線、農地、人家（荒浜地区他）)

(なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。)

⑤ 平成 25 年度における成果

治山施設災害復旧事業： 林帯地盤約 9 ha の盛土を実施。

⑥ 平成 26 年度の成果目標

治山施設災害復旧事業： 林帯地盤約 64ha の盛土を実施。

6. 復興まちづくり

(1) 造成宅地の滑動崩落防止

- ① 地区名：仙台市内

- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事の調査・設計を開始。調査を行った地区のうち、対策工事が必要と判断された地区において工事を実施。

- ③ 平成25年度における成果
対策工事が必要な地区において滑動崩落防止のための工事を実施し、約1割の地区において工事完了。

- ④ 平成26年度の成果目標
造成宅地滑動崩落緊急対策事業を完了する。

7. 土砂災害対策

① 所名：佐手川^{さてがわ}

② これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている

佐手川^{さてがわ}の緊急的な土砂災害対策について完了。

③ 最大震度 6 強を観測した仙台市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成 23 年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害発生状況を考慮して基準を見直し、平成 25 年 9 月に通常基準への引き上げを実施。

④ 平成 25 年度の成果

○佐手川^{さてがわ}

緊急的な土砂災害対策について完了。

8. 災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物等約 2,717 千トン（災害廃棄物が約 1,362 千トン、津波堆積物が約 1,355 千トン）発生。

② 搬入状況について

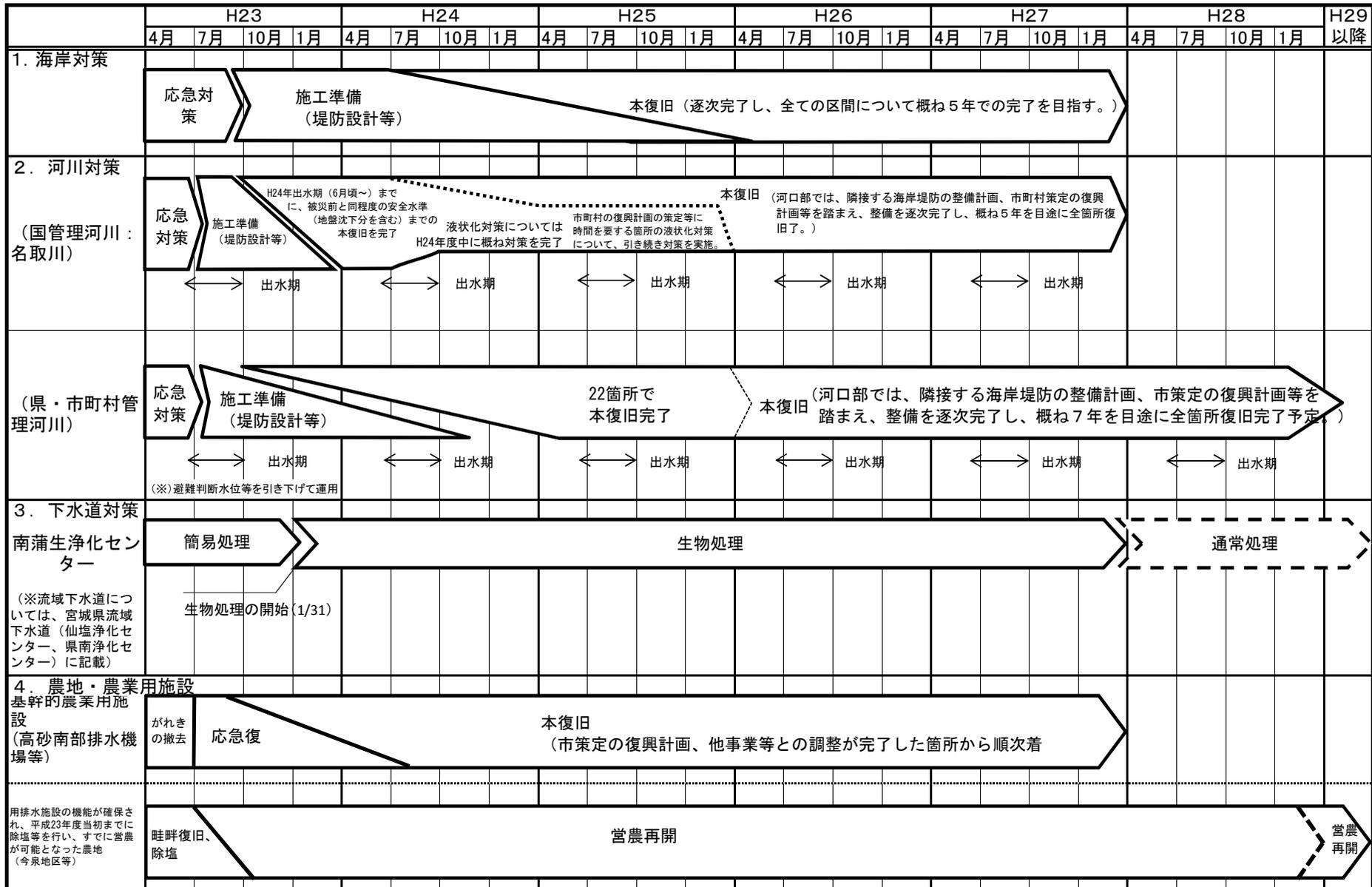
現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 7 月まで、農地内の災害廃棄物については、平成 23 年 12 月までに仮置場へ搬入した。

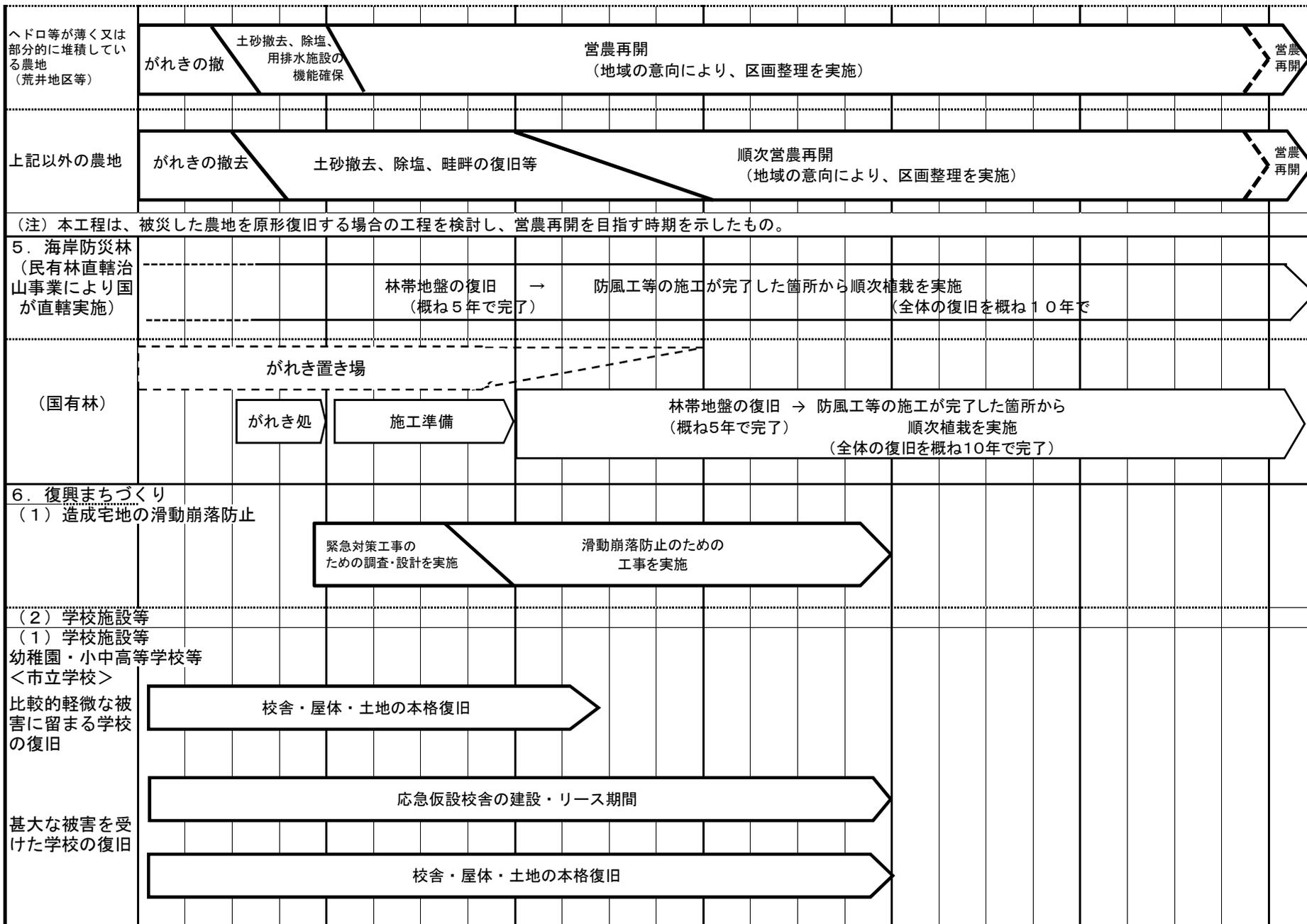
その他の災害廃棄物（損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物を含む。）、津波堆積物についても、平成 26 年 2 月末までに仮置場への搬入は完了した。

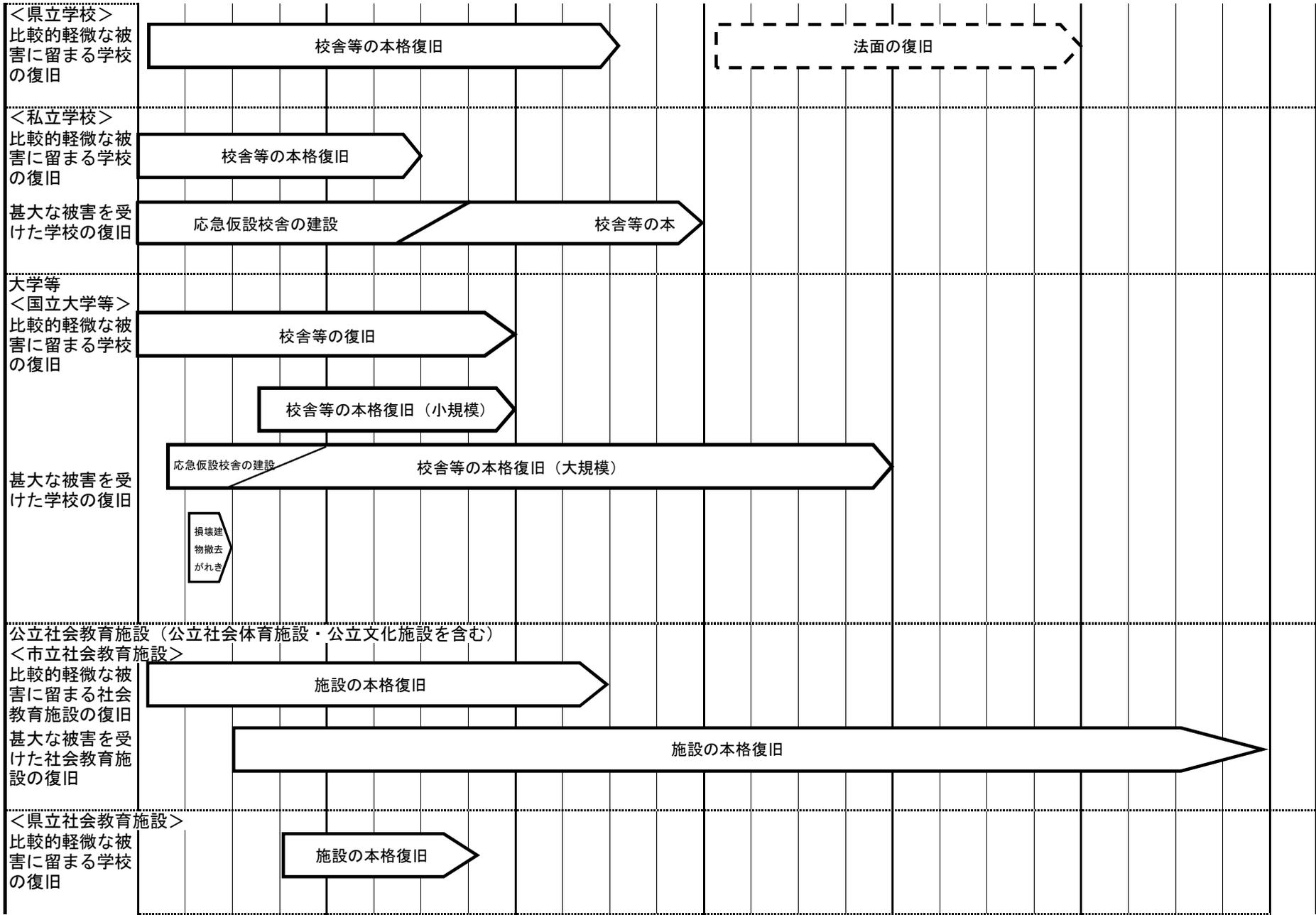
③ 処理状況と処理完了目標について

平成 26 年 2 月末までに、災害廃棄物等約 2,717 千トン（災害廃棄物が約 1,362 千トン、津波堆積物が約 1,355 千トン）の処理をすべて完了した。

復興施策の工程表(仙台市)







<p><県立社会体育施設> 甚大な被害を受けた施設の復旧</p>	<p>施設の本格復旧</p>	
<p>7. 災害廃棄物等の処理</p>	<p>(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物の撤去)</p> <p>(中間処理・最終処分)</p>	<p>(その他の災害廃棄物等の仮置場への搬入)</p>
<p>8. 土砂災害対策</p>	<p>土砂災害危険箇所の点検等</p> <p>緊急的な土砂災害対策の実施</p>	<p>(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、平成25年9月に通常基準への引き上げを実施。</p>